

違反対象物の 公表制度

姫路市では平成29年4月1日から
「重大な消防法令違反」を有する建物を
公表する制度を開始しました！



違反公表制度とは？

建物を利用する方自らが、利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断ができるよう、**建物の消防法令違反を公表**する制度です。

公表までの流れ



公表の対象となる建物は？

飲食店・店舗等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の1人で避難することが難しい方が利用する建物です。

どんな違反が公表対象？

建物に義務付けられた「**屋内消火栓設備**」、「**スプリンクラー設備**」又は「**自動火災報知設備**」が設置されていない重大な消防法令違反を公表します。

公表の内容は？

以下の4項目について公表します。

- ①「公表対象物の名称」
- ②「所在地」
- ③「公表該当違反の場所・内容」
- ④「公表を開始した日」

どこに公表されるの？

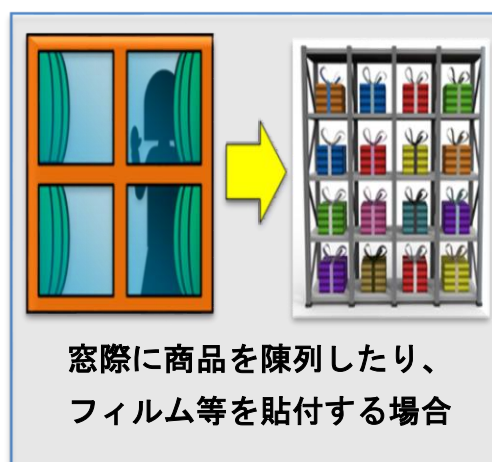
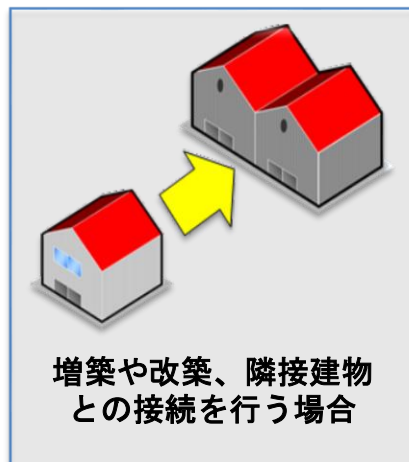
「姫路市」のホームページに公表されます。

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004868.html>



建物関係者の方へ

所有・管理する建物について、次のような変更を行うと公表対象となる場合がありますので、事前に所轄する消防署にご相談下さい。



☆お問い合わせ先☆

消防局予防課	079-223-9532	姫路東消防署	079-288-0119
姫路西消防署	079-294-0119	飾 磨消防署	079-233-0119
網 干消防署	079-273-0119	中 播消防署	0790-23-0119